

## 広島県公営企業管理規程第二号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年二月二十日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

### 広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章の二 土地造成資産（第百十条の二―第百十の九）」を

「第八章の二 土地造成資産（第百十条の二―第百十の十）」

第八章の三 負債（第百十条の十一）

百二十三条の三」に改める。

」に、「第百二十三条」を「第

第七条を次のように改める。

#### 第七条 削除

第九条第二項中「別記様式第一号の二」を「別記様式第二号」に改め、同条第三項を削る。

第十条中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第十二条第一項中「すべて」を「全て」に、「つど」を「都度」に、「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に、「計理」を「経理」に改める。

第十三条中「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に改める。

第十四条第一項各号を次のように改める。

- 一 日計表 別記様式第六号
- 二 総勘定元帳 別記様式第七号
- 三 月次試算表 別記様式第八号
- 四 総括月次試算表 別記様式第九号
- 五 精算表 別記様式第十号
- 六 資金予算運用表 別記様式第十一号
- 七 前受金・前受収益整理表 別記様式第十二号
- 八 前払金整理表 別記様式第十三号
- 九 預り金整理表 別記様式第十四号
- 十 未収金・未収収益整理表 別記様式第十五号
- 十一 未払金整理表 別記様式第十六号
- 十二 予算執行明細表 別記様式第十七号
- 十三 予算執行状況表 別記様式第十八号
- 十四 予算執行総括表 別記様式第十九号
- 十五 総括予算一覧表 別記様式第二十号

第十四条第二項中「第五号」を「第六号」に、「第十四号から第十九号まで」を「第十号から第十五号まで」に、「第四号まで及び第六号から第十三号まで」を「第五号まで及び第七

号から第九号まで」に、「第十四号から第十六号まで」を「第十号から第十二号まで」に、「第十八号」を「第十四号」に、「第二号、第四号、第六号及び第十一号から第十三号まで」を「第三号、第五号及び第七号から第九号まで」に改め、同条第三項を削る。

第十五条第一項第一号中「別記様式第十号」を「別記様式第二十一号」に改め、同項第二号中「別記様式第十一号」を「別記様式第二十二号」に改め、同項第三号中「別記様式第十三号」を「別記様式第二十三号」に改め、同項第四号中「別記様式第十四号」を「別記様式第二十四号」に改め、同項第五号中「別記様式第十八号」を「別記様式第二十五号」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 起債台帳 別記様式第二十六号

第十五条一項第七号中「別記様式第二十四号」を「別記様式第三十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の次に次の三号を加える。

七 借入金台帳 別記様式第二十七号

八 一時借入金台帳 別記様式第二十八号

九 一時貸付金台帳 別記様式第二十九号

第十五条第二項中「工業用水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業」という。）以外の事業」を「土地造成事業」に、「水道事業」を「工業用水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業」という。）」に、「同項第六号及び第七号」を「同項第六号から第十号まで」に、「同項第七号」を「同項第十号」に改める。

第十八条第二項中「計理」を「経理」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削る。

第二十条第一項中「別記様式第二十六号」を「別記様式第三十一号」に改め、同条第二項中「別記様式第二十七号」を「別記様式第三十二号」に改める。

第二十三条中「別記様式第二十八号」を「別記様式第三十三号」に改める。

第二十四条中「別記様式第二十九号」を「別記様式第三十四号」に改める。

第二十六条第一項中「による」を「により」に改め、「から」の下に「別記様式第三十五号による」を加え、同条第二項中「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十六号」に改める。

第二十六条の二第一項中「別記様式第三十九号の三」を「別記様式第三十七号」に、「別記様式第五十五号」を「別記様式第三十八号」に改め、同条第二項中「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条第三項中「別記様式第三十九号の二」を「別記様式第三十九号」に改める。

第二十六条の四第一項中「別記様式第三十一号の二」を「別記様式第四十号」に改める。

第二十九条中「別記様式第三十二号」を「別記様式第四十一号」に改める。

第三十五条中「別記様式第三十四号」を「別記様式第四十二号」に、「別記様式第三十五号」を「別記様式第四十三号」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十七条第一項中「別記様式第三十四号」を「別記様式第四十二号」に、「別記様式第三十七号」を「別記様式第四十四号」に改める。

第四十条第一項中「第二十一条の五第一項第十二号」を「第二十一条の五第一項第十五号」に改め、同項第六号中「及び子ども手当」を削り、同条第三項中「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）」を「不動産登記法（平成十六年六月十八日法律第二百二十三号）」に改める。

第四十一条第三項中「別記様式第三十九号の二」を「別記様式第三十九号」に改める。

第四十一条の二第二項中「子ども手当」を削り、同条第三項中「別記様式第三十九号の三」を「別記様式第三十七号」に改める。

第四十二条第一項中「別記様式第四十号」を「別記様式第四十五号」に、「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十六号」に改める。

第四十四条第一項中「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十七号」に改める。

第六十五条第一項中「別記様式第三十四号」を「別記様式第四十二号」に改める。

第六十七条第三項中「前項」を「前二項」に、「収納済通知書」を「領収済通知書」に改める。

第六十八条中「呈示」を「提示」に、「別記様式第五十号」を「別記様式第四十八号」に改める。

第六十九条中「第三十六条第一項又は」を「及び」に、「別記様式第三十四号」を「別記様式第四十二号」に、「別記様式第四十三号の三」を「別記様式第四十九号」に改める。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

第七十条及び第七十一条 削除

第七十七条第一項中「次の各号に掲げる」を「別表第二に定める預り金に係る勘定科目の」に改め、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「別記様式第五十三号」を「別記様式第五十号」に改め、同条第三項中「別記様式第三十九号の三」を「別記様式第三十七号」に、「別記様式第五十五号」を「別記様式第三十八号」に改める。

第八十四条第二号中「前条第一項又は第二項の規定による伝票に添付された証拠書類に記載された価額又は適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

（低価法による評価）

第八十五条の二 企業主管課長は、管理者の決裁を経て、伝票を発行し、たな卸資産（重要性の乏しいものを除く。）の事業年度の末日における時価が、その時の当該たな卸資産の帳簿価額より低い場合は、当該時価を当該たな卸資産の帳簿価額として付さなければならぬ。

2 前項に規定する重要性の乏しいものは、事業用の部品、消耗品及び薬品等の業務活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべきものをいう。

3 第一項に規定する時価は、公正な評価額とする。

第九十条第一項中「每事業年度末日」を「每事業年度末」に改め、同条第四項中「別記様式第五十六号」を「別記様式第五十一号」に改める。

第九十四条各号を次のように改める。

- 一 有形固定資産 次のイからヌまでに掲げるもの
  - イ 土地
  - ロ 建物及び附属設備
  - ハ 構築物
  - ニ 機械及び装置
  - ホ 車両運搬具
  - ヘ 船舶
  - ト 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上かつ取得価額十万元以上（十万円未満のもので管理者が指定するものを含む。）のものに限る。）
  - チ リース資産（ファイナンス・リース取引（第九十九条の二各号に掲げるものを除く。）により借受けた資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものに限る。）
  - リ 建設仮勘定
  - ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- 二 無形固定資産 次のイからヌまでに掲げるもの
  - イ ダム使用权
  - ロ 水利権
  - ハ 借地権
  - ニ 地上権
  - ホ 特許権
  - ヘ 施設利用権
  - ト 電話加入権
  - チ ソフトウェア
  - リ リース資産（ファイナンス・リース取引（第九十九条の二各号に掲げるものを除く。）により借受けた資産であつて、当該リース物件がハからチまで及びヌに掲げるものに限る。）
  - ヌ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- 三 投資その他の資産 次のイからリまでに掲げるもの
  - イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
  - ロ 出資金
  - ハ 長期貸付金
  - ニ 基金

ホ 長期前払消費税

ヘ 破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権（以下「破産更正債権等」という。）であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの

ト 投資不動産

チ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

リ 有形固定資産、無形固定資産又は流動資産に属しない資産

第九十五条第一項中「伝票を発行し、固定資産台帳に記帳整理する」を「伝票の発行により、これを行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 土地整備課長は、有形固定資産又は無形固定資産に異動があつたときは、固定資産台帳に記帳整理するものとする。

第九十五条第三項中「固定資産を」を「有形固定資産又は無形固定資産を」に、「したときは」を「し、これに改良を加え、又は処分したときは」に改め、「水道事業以外の事業に係るものにあつては土地整備課長に、水道事業に係るものにあつては」を削り、「当該固定資産台帳の正本を提出しなければならない。」を「報告しなければならない。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 水道課長は、前項の規定による報告があつたときその他有形固定資産又は無形固定資産に異動があつたときは、固定資産台帳に記帳整理するものとする。

第九十五条第五項中「土地整備課長又は」を削り、「固定資産を」を「有形固定資産又は無形固定資産を」に改める。

第九十六条（見出しを含む。）中「取得価額」を「取得原価」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 寄附その他により無償で取得したものは、公正な評価額

第九十七条第一項中「取得価額」を「取得原価」に改め、同項ただし書中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改め、同条第二項中「取得価額」を「取得原価」に改め、「額は、」の下に「当該固定資産が償却資産に該当する場合はこれを長期前受金として、非償却資産に該当する場合は」を加え、「計理」を「経理」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（固定資産の評価等）

第九十七条の二 企業主管課長は、事業年度の末日において、管理者の決裁を経て、伝票を発行し、次の各号に掲げる固定資産について、当該各号に定める価格を帳簿価額として付さなければならぬ。

一 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの 事業年度の末日の帳簿価額から当該減損による損失の額又は認識すべき減損損失の額を減額した額

二 満期まで所有する意図をもつて保有する債券 取得原価（債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合であつて、取得原価と当該債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときの当該債券については、償却原価法に基づいて算定された価

額とする。)

三 前号に規定する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価(有価証券に市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、当該有価証券の発行会社の財政状態に基づく実質価格等の合理的に算定された公正な評価額とする。)

四 債権 取得原価から第百十三条の二第二項第一号に規定する貸倒引当金を控除した金額

2 前項第二号の規定にかかわらず、同号に規定する債券の事業年度の末日における時価が、その時の当該債券の帳簿価額の五十パーセント程度に相当する額以下に低下している場合には、当該債券の帳簿価額は、当該時価とする。ただし、当該債券の時価が、その時の当該債券の帳簿価額まで回復すると認められる場合は、この限りでない。

3 第一項第三号の規定により事業年度の末日における時価を付した場合の評価差額は、その全額を資本の部に計上し、翌年度の初日において取得原価に洗い替えるものとする。

4 第一項第四号の規定にかかわらず、同号に規定する債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合の当該債券の帳簿価額は、償却原価法に基づいて算定された価額とすることができる。

(減損会計)

第九十七条の三 前条第一項第一号に規定する減損損失を認識すべきものに該当するかどうかの判定及び当該減損損失の額の測定等については、本条に定めるところによるものとする。

2 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 減損 固定資産又は固定資産グループ(以下「固定資産グループ等」という。)の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなつた状態その他固定資産グループ等の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

二 固定資産 有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産(投資不動産に限る。)をいう。

三 固定資産グループ 複数の固定資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであつて最小のものをいう。

四 回収可能価額 固定資産グループ等の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。

五 正味売却価額 固定資産グループ等の時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。

六 時価 公正な評価額をいう。

七 使用価値 固定資産グループ等の継続的使用と使用後の処分によつて生ずると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額を貨幣の時間価値を反映した利率で割り引いた現在価値をいう。

3 減損損失を認識すべき固定資産グループ等に該当するかどうかの判定は、次の各号に掲げる会計の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める固定資産グループ等ごとに行う。ただし、遊休資産があるときは、当該遊休資産は、当該各号に掲げる固定資産グループ等とは別の固定資産グループ等とする。

一 工業用水道事業会計 次のイからハまでに掲げる固定資産グループ

イ 太田川東部工業用水道第一期水道

ロ 太田川東部工業用水道第二期水道

ハ 沼田川工業用水道

二 水道用水供給事業会計 次のイからハまでに掲げる固定資産グループ

イ 広島水道用水供給水道

ロ 広島西部地域水道用水供給水道

ハ 沼田川水道用水供給水道

三 土地造成事業会計 次のイ及びロに掲げる固定資産グループ等

イ 貸付事業の用に供する固定資産を賃貸契約案件ごとに区分した固定資産グループ等

ロ イに掲げるもの以外の土地造成事業の用に供する固定資産グループ等

4 前項で区分した各固定資産グループ等が、次の各号に掲げる事象に該当する場合には、減損の兆候があるものとして、減損損失を認識すべきものに該当するかどうかの判定を行うものとする。

一 固定資産グループ等が使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなつていること又は継続してマイナスとなる見込みであること。

二 固定資産グループ等が使用されている範囲又は方法について、当該固定資産グループ等の回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたこと又は生ずる見込みであること。

三 固定資産グループ等が使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したこと又は悪化する見込みであること。

四 固定資産グループ等の市場価格が、その時の当該固定資産グループ等の帳簿価額の五十パーセント程度に相当する額以下に低下したこと。

五 その他他固定資産グループ等に減損が生じている可能性を示す事象があること。

5 前項に規定する減損損失を認識すべきものに該当するかどうかの判定は、固定資産グループ等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによつて行い、当該固定資産グループ等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該固定資産グループ等の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

6 前項に規定する割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、次の各号に定めるところによるものとする。

一 割引前将来キャッシュ・フローを見積もる期間は、固定資産の経済的残存使用年数又

は固定資産グループ中の主要な償却資産（固定資産グループを構成する償却資産のうち割引前将来キャッシュ・フローを生み出す能力にとつて最も重要なものをいう。）の経済的残存使用年数とする。

二 割引前将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、固定資産グループ等の現在の使用状況及び使用計画等を考慮するなど合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もる。

三 割引前将来キャッシュ・フローの見積金額は、生じる可能性の最も高い単一の金額又は生じうる複数の割引前将来キャッシュ・フローの金額をそれぞれの確率で加重平均した金額とする。

四 複数の固定資産グループ等に関連して間接的に生ずる支出は、関連する固定資産グループ等に合理的な方法により配分し、当該固定資産グループ等の割引前将来キャッシュ・フローの見積りに際し控除する。

五 割引前将来キャッシュ・フローには、利息の支払額を含めない。

7 減損損失を認識すべきであると判定された固定資産グループ等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、原則として当該減額した額を減損損失として当該事業年度の特別損失とする。なお、固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該固定資産グループの各構成資産に配分する。

第九十八条第一項中「水道事業以外の事業に係るものにあつては土地整備課長に、水道事業に係るものにあつては」を削り、同条第二項中「土地整備課長又は」を削り、「伝票を発行し、管理者の決裁を経て」を「管理者の決裁を経て、伝票を発行し」に改める。

第九十九条第二項中「水道事業以外の事業に係るものにあつては土地整備課長に、水道事業に係るものにあつては」を削り、同条第三項中「土地整備課長又は」を削り、「伝票を発行し、管理者の決裁を経て」を「管理者の決裁を経て、伝票を発行し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（ファイナンス・リース取引の会計処理）

第九十九条の二 管理者又は事務所長は、地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第五十五条の規定に基づき、施行規則第一条第十四号に規定するファイナンス・リース取引のうち、次の各号に掲げる取引に該当するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて経理するものとする。

一 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引をいう。）

二 所有権移転ファイナンス・リース取引（前号以外のファイナンス・リース取引をいう。）  
で、リース物件が通常費用処理する資産であるもの又はリース期間が一年以内のもの  
第百条第一項中「固定資産に」を「有形固定資産に」に改め、「の正本又は副本」を削り、  
同条第二項中「水道事業以外の事業に係るものにあつては土地整備課長に、水道事業に係る



ものにあつては」を削り、同条第三項中「固定資産が」を「有形固定資産が」に改め、「水道事業以外の事業に係るものにあつては土地整備課長に、水道事業に係るものにあつては」を削り、同項第四号中「き損」を「毀損」に改め、「固定資産の」を「有形固定資産の」に改め、同項第六号及び第七号中「固定資産に」を「有形固定資産に」に改める。

第一百一条第一項中「水道事業以外の事業」を「土地造成事業」に改め、同条第二項を削る。

第一百四条を次のように改める。

#### 第一百四条 削除

第一百五条第一項中「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第一百七条第一項中「土地整備課長又は水道課長」を「企業主管課長」に改め、同項中「損壊し、」の下に「貸倒れ、」を加え、同項中「管理者の決裁を経て」及び「又は帳簿原価及び減価償却累計額」を削り、同条第二項中「若しくは」を削り、同項中「損壊し、」の下に「若しくは貸倒れ、」を加え、同項ただし書中「計理」を「経理」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「計理」を「経理」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「固定資産の」を「有形固定資産の」に、「伝票を発行し、管理者の決裁を経て」を「管理者の決裁を経て、伝票を発行し」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に、「帳簿価額と見積価額」を「当該帳簿価額と当該評価額」に、「計理」を「経理」に改め、同項を同条第七項とする。

第一百十條第一項中「水道事業以外の事業」を「土地造成事業」に改める。

第一百十條の六に次の一項を加える。

3 前二条及び本条の規定による経理により難しい場合は、管理者が別に定めるものとする。

第八章の二中第一百十條の九を第一百十條の十とし、第一百十條の八の次に次の一条を加える。

（土地造成資産に係る低価法による評価）

第一百十條の九 土地整備課長は、管理者の決裁を経て、伝票を発行し、土地造成資産のうち譲渡する目的をもつて造成される土地で、完成土地勘定又は未成土地勘定に経理されているものの事業年度の末日における時価が、その時の当該土地の帳簿価額より低い場合は、当該時価を当該土地の帳簿価額として付さなければならない。

2 前項に規定する時価は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第四条第二項各号に掲げる方法により算定した価額から土地造成資産の売却に要する経費の見込額の合計額を控除した額とする。

第八章の二の次に次の一章を加える。

#### 第八章の三 負債

（企業債の帳簿価額）

第一百十條の十一 企業債は、債務額をもつて帳簿価額とする。ただし、企業債を債務金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合の当該企業債の帳簿価額は、償却原価法に基づいて算定された価額とする。

第一百十二条第一項中「及び」の下に「令第十七条の二各号に掲げる」を、「説明書」の下に「(以下単に「予算に関する説明書」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第一百十二条の三を第一百十二条の五とする。

第一百十二条の二中「前二条」を「第一百一十一条及び第一百十二条」に改め、同条を第一百十二条の四とし、第一百十二条の次に次の二条を加える。

(予定貸借対照表における表示)

第一百十二条の二 予算に関する説明書のうち予定貸借対照表における表示は、次項から第五項までに定めるところによるものとする。

2 各資産に係る貸倒引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として表示するものとする。

3 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示するものとする。

4 各固定資産に対する減損損失累計額は、当該各固定資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各固定資産の帳簿価額として表示するものとする。

5 長期前受金を償却した額の累計額は、当該長期前受金の項目に対する控除項目として、長期前受金収益化累計額の項目をもつて表示するものとする。

(予算に関する説明書に係るセグメント情報に関する注記)

第一百十二条の三 予算に関する説明書に対して行う施行規則第三十五条第四号に規定するセグメント情報に関する注記については、本条に定めるところによる。

2 施行規則第四十条第二項に規定する報告セグメントの区分は、次の各号に掲げる会計の区分に応じて、当該各号に定めるところとする。

一 工業用水道事業会計 次のイからハまでに掲げる施設を運営する事業ごとの区分

イ 太田川東部工業用水道第一期水道

ロ 太田川東部工業用水道第二期水道

ハ 沼田川工業用水道

二 水道用水供給事業会計 次のイからハまでに掲げる施設を運営する事業ごとの区分

イ 広島水道用水供給水道

ロ 広島西部地域水道用水供給水道

ハ 沼田川水道用水供給水道

3 前項各号に掲げる報告セグメントの区分ごとに注記すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 報告セグメントの概要 次のイ及びロに掲げる事項

イ 報告セグメントの決定方法

ロ 各報告セグメントに属する事業の内容  
二 報告セグメントの内容 次のイからヲまでに掲げる事項

イ 営業収益

ロ 営業費用

ハ 営業損益金額

ニ 経常損益金額

ホ 資産

ヘ 負債

ト 他会計繰入金

チ 減価償却費

リ 特別利益

ヌ 特別損失

ル ヌのうち減損損失

ヲ 有形固定資産及び無形固定資産の増加額

4 複数の報告セグメントに共通する営業費用、資産、負債等は、合理的な基準により各報告セグメントに配分するものとする。ただし、配分が困難な場合は、調整額として記載し、その内容を注記するものとする。

第百十三条第一項中「別記様式第五十七号による予算執行計画書により、」を削る。

第百十三条の二の見出し中「修繕引当金及び退職給与」を削り、同条第一項を次のように改める。

施行規則第二十二條に規定する引当金として、次の各号に掲げるものを当該各号に定めるところにより計上するものとする。

一 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、債務者の財政及び経営状況に  
応じた回収不能見込額を計上する。

二 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、事業年度の末日における退職  
手当の要支給額に相当する金額を計上する。

三 賞与引当金 職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにこれら手当に係る法定福利  
費の支出に備えるため、事業年度の末日における支給見込額等に基づき、当該事業年度  
の負担に属する額を計上する。

四 修繕引当金 事業の継続に不可欠な修繕であつて、当該修繕の必要性が生じた事業年  
度を実施できなかつたものに係る支出に備えるため、当該修繕に必要な額を計上する。

五 特別修繕引当金 設備等に係る定期修繕等の費用の支出に備えるため、当該支出見込  
額のうち当該設備等の前回の定期修繕等の日から当該事業年度の末日までの期間に対  
応する額を計上する。

第百十三条の二第二項を次のように改める。

2 前項第二号の規定による退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日におい

て全ての企業職員（同日に退職する者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第百十三条の二第三項中「第一項の」を「第一項第二号から第五号までに掲げる」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号に規定する引当金にあつては当該引当金に係る債権を所掌する企業主管課長が、同項第二号から第五号までに掲げる引当金にあつては企業総務課長が、管理者の決裁を経て、伝票を発行して計上するものとする。

4 企業主管課長は、管理者の決裁を経て、第一項第一号に規定する引当金を取り崩すものとする。

第百十四条第一項中「別記様式第五十八号による支出予算流用調書により、」を削り、同条第三項中「別記様式第五十八号の二」を「別記様式第五十二号」に改める。

第百十五条第一項中「別記様式第五十九号」を「別記様式第五十三号」に改める。

第百十六条第一項中「別記様式第六十号」を「別記様式第五十四号」に改める。

第百十八条第一項中「第二十一条の十四」を「第二十一条の十五」に改める。

第百二十条第六号中「その他」の下に「損益、資産及び負債に関する整理」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「繰延勘定」を「長期前払消費税勘定」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「退職給与引当金及び修繕」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

### 三 繰延収益の修正

### 四 資産の評価

第百二十条に次の一項を加える。

2 前項第六号に規定する長期前払消費税勘定は、当該長期前払消費税勘定を設けた事業年度の翌年度以降十事業年度の期間で償却するものとする。

第百二十二条第二項ただし書中「繰延勘定の償却に係る伝票の発行及び引当金の計上」を「第百二十条第一項第四号から第六号までに掲げるものに係る整理」に改める。

第百二十三条の見出し中「書類の」の下に「作成及び」を加え、同条第一項中「作成したときは」を「作成し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、決算に関する書類のうちキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第百二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

### 七 キャッシュ・フロー計算書

第十一章中第百二十三条の次に次の二条を加える。

（貸借対照表における表示）

第百二十三条の二 前条第三号に規定する貸借対照表における表示は、第百十二条の二第二

項から第五項までの規定を準用するものとする。

(決算書類に係るセグメント情報に関する注記)

第二百二十三条の三 第二百二十三条第一項各号に掲げる決算に関する書類に対して行う施行規則第三十五条第四号に規定するセグメント情報に関する注記については、第一百十二条の三第二項から第四項までの規定を準用する。

第二百二十七条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三百三十三条第二項中「別記様式第六十一号」を「別記様式第五十五号」に改める。

第三百三十三条の二第一項中「別記様式第六十二号」を「別記様式第五十六号」に改める。  
別表第二を次のように改める。

別表第二（第十八条関係）

勘定科目表

1 工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計  
収益

款	項	目	節	備考	
工業用水道事業(水道用水供給事業)収益	営業収益	給水収益	材料売却収益 手数料		
		その他営業収益	管理受託収益 その他営業雑収益		
営業外収益		受取利息及び配当金	預金利息		
			基金利息		
			貸付金利息		
			有価証券利息		
			配当金		
			他会計補助金	何会計補助金	
			補助金	国庫補助金	
			負担金	何負担金	
			長期前受金戻入	有価証券売却収益 不用品売却収益 賃貸料	
			雑収益	貸倒引当金戻入 その他雑収益	
特別利益	固定資産売却益	土地売却益 何売却益			

		過年度損益修正益 その他特別利益	何修正益	
--	--	---------------------	------	--

費用

款	項	目	節	備考
工業用水道事業(水道用水供給事業)費用	営業費用	取水,貯水及び導水費	給料 手当	時間外手当,特殊勤務手当,その他手当に細節すること。
			賞与引当金繰入額 賃金	
			法定福利費	法定福利費(人件費),その他法定福利費に細節すること。
			旅費 委託料 材料費 公課費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 賃借料 修繕費	
			修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	
			路面復旧費 動力費 薬品費	





修繕引当金繰入額			
特別修繕引当金繰入額			
動力費			
補償費			
研修費			
食糧費			
厚生費			
負担金			
交際費			
保険料			
交付金			
貸倒引当金繰入額			
その他引当金繰入額			
雑費			
減価償却費			
有形固定資産減価償却費			
無形固定資産減価償却費			
資産減耗費			
固定資産除却費			
たな卸資産減耗費			
投資有価証券評価損			
その他営業費用			
材料売却原価			
営業雑支出			
雑損失			
営業外費用			
支払利息及び企業債取扱諸費			
企業債利息			
長期借入金利息			
一時借入金利息			
リース債務支払利息			

		企業債手数料及び 取扱費 長期前払消費税 償却 雑支出 不用品売却原価 その他雑支出	
特別損失	固定資産売却損	土地売却損 何売却損	
	減損損失	災害損失	
	災害による損失	災害損失	
	過年度損益修正損	何修正損	
	企業債繰上償還補 償金	企業債繰上償還補 償金	
	その他特別損失		

資産

固定資産

款	項	目	節	備考
有形固定資産	土地	事務所用地 施設用地 公舎宿舍用地 その他用地		
	建物	事務所用建物 施設用建物 公舎宿舍建物 その他建物		
	建物減価償却累計 額			
	構築物			

	取水及び導水設備	
	貯水設備	
	浄水設備	
	送水設備	
	配水設備	
	その他構築物	
構築物減価償却累計額		
機械及び装置	電気設備	
	内燃設備	
	ポンプ設備	
	塩素滅菌設備	
	量水器	
	その他機械装置	
機械及び装置減価償却累計額		
車両運搬具		
車両運搬具減価償却累計額		
船舶		
船舶減価償却累計額		
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品減価償却累計額		
リース資産		
リース資産減価償却累計額		
その他有形固定資産		
その他有形固定資産減価償却累計額		
建設仮勘定	取水工事費	
	貯水工事費	
	導水工事費	
	浄水工事費	

	送水工事費 配水工事費 用地費 補償費 調査費		
	附帯雑費		
	委託料		
	報酬 給料		時間外手当, 特殊勤務手当, その他手当に細節すること。
	職員手当		
	賞与引当金繰入額 共済費		共済費 (人件費), その他共済費に細節すること。
	災害補償費 賃金 旅費		
	退職給付費 報償費 需用費		食糧費, 修繕料, その他に細節すること。
	役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金, 補助及び交付金 補償補填及び賠償金 公課費 雑費		
	建設利息		
	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び		

				取扱費	
無形固定資産		ダム使用权 水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 ソフトウェア リース資産 その他無形固定資産			
投資その他の資産		投資有価証券 出資金 長期貸付金	一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金		
		貸倒引当金	長期貸付金貸倒引当金		
		基金 長期前払消費税 破産更正債権等 貸倒引当金	破産更正債権等貸倒引当金		
		その他投資	前払費用 その他投資		
		その他資産			
		減価償却累計額			
流動資産					
款	項	目	節	備考	
現金・預金	現金 預金				

未収金	普通預金 定期預金 通知預金 別段預金
営業未収金	建設改良費選付等 未収金
営業外未収金	固定資産売却代金 未収金
その他未収金	補助金未収金 工事負担金未収金 工事受託金未収金 その他未収金
貸倒引当金	未収金貸倒引当金
有価証券 受取手形 貸倒引当金	受取手形貸倒引当 金
貯蔵品	材料 消耗工具, 器具及び 備品 消耗品 その他貯蔵品
短期貸付金	一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金
貸倒引当金	短期貸付金貸倒引 当金
前払費用	前払保険料 前払賃借料

前払金	その他前払費用 前払消費税及び地 方消費税		
未収収益	未収利息 その他未収収益		
貸倒引当金	未収収益貸倒引当 金		
その他流動資産	その他前払金 保管有価証券 仮払消費税及び地 方消費税 特定収入仮払消費 税 保険金等未決算 その他雑流動資産		

負債

固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良等の財源 に充てるための企 業債 その他の企業債			
他会計借入金	建設改良等の財源 に充てるための長 期借入金 その他の長期借入 金	何会計借入金		
受託金	工事受託金 管理受託金	工事受託金		

リース債務 引当金	公債償還受託金 退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金	管理受託金 公債償還受託金		
その他固定負債				

流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金	他会計借入金 その他借入金	何会計借入金 起債前借 その他借入金		
企業債	建設改良等の財源 に充てるための企 業債 その他の企業債	何会計借入金		
他会計借入金	建設改良等の財源 に充てるための長 期借入金 その他の長期借入 金	何会計借入金		
リース債務 未払金	営業未払金 営業外未払金 その他未払金	建設改良費未払金 補助金返還未払金 工事受託金返還未 払金		



未払費用	未払費用	その他未払金		
前受金	未払費用 営業前受金 営業外前受金 その他前受金			
前受収益	前受貸貸料 その他前受収益			
引当金	実与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金			
その他流動負債	預り金	所得税 住民税 共済短期掛金 共済長期掛金 共済介護掛金 共済償還金 物資購買代金 共済貯金 共済生命保険 県互助会掛金 県互助会償還金 公舎使用料 財形貯蓄 社会保険 雇用保険 入札保証金 契約保証金 その他預り金		
	預り有価証券 仮受消費税及び地方消費税 その他雑流動負債			

## 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				
長期前受金収益化 累計額				

## 資本

## 資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金			

## 剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金 工事負担金 負担金	他会計補助金 国庫補助金 負担金		
利益剰余金	保険差益 その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 債務償還積立金 その他積立金 当年度未処分利益 剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	負担金		

		繰越利益剰余金 年度末残高（又は繰 越欠損金年度末残 金） 当年度純利益（又は は当年度純損失）		
--	--	---	--	--

評価差額等				
款	項	目	節	備考
その他の有価証券評 価差額金				

2 土地造成事業会計  
収益

款	項	目	節	備考
土地造成事業収益	営業収益	土地売却収益	何地区（何地域）土 地売却収益	
		受託工事収益	何地区宅地売却収 益	
		受託工事収益	何流通団地売却収 益	
		その他営業収益	何受託工事収益	
			材料売却収益	
			手数料	
			管理受託収益	
			賃貸料	
			その他営業雑収益	
	営業外収益	受取利息及び配当 金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 延納金利息	

		他会計補助金	配当金	
		補助金	何会計補助金	
		負担金	国庫補助金	
		長期前受金戻入 雑収益	何負担金	
			有価証券売却収益 不用品売却収益 賃貸料 延滞金 督促手数料 貸倒引当金戻入 その他雑収益	
	特別利益	固定資産売却益	土地売却益 何売却益	
		過年度損益修正益	何修正益	
		その他特別利益		

費用

款	項	目	節	備考
土地造成事業費用	営業費用	土地売却原価	何地区(何地域)土地売却原価 何地区宅地売却原価 何流通団地売却原価	節の区分は、一般管理費に同じ。
		受託工事費		
		一般管理費	報酬 給料	

手当	時間外手当, 特殊勤務手当, その他手当に細節すること。
賞与引当金繰入額	
賃金	
法定福利費	法定福利費 (人件費), その他法定福利費に細節すること。
旅費	
退職給付費	
報償費	
委託料	
公課費	
被服費	
備消耗品費	
燃料費	
光熱水費	
印刷製本費	
通信運搬費	
広告料	
手数料	
賃借料	
修繕費	
修繕引当金繰入額	
特別修繕引当金繰入額	
補償費	
研修費	
食糧費	
厚生費	
負担金	
交際費	
保険料	
測量調査費	
土地維持管理費	
交付金	
貸倒引当金繰入額	

			その他引当金繰入 額
			雑費
	減価償却費		有形固定資産減価 償却費
			無形固定資産減価 償却費
	資産減耗費		固定資産除却費
			たな卸資産減耗費
			土地造成評価損
			投資有価証券評価 損
	その他営業費用		材料売却原価
			営業雑支出
			雑損失
営業外費用			
	支払利息及び企業 債取扱諸費		企業債利息
			長期借入金利息
			一時借入金利息
			リース債務支払利 息
			企業債手数料及び 取扱費
	長期前払消費税償 却		不用品売却原価
	雑支出		その他雑支出
特別損失			
	固定資産売却損		土地売却損
			何売却損
	減損損失		
	災害による損失		

	<p>過年度損益修正損 企業債繰上償還補償金</p>	<p>災害損失 何修正損</p>	
	<p>その他特別損失</p>	<p>企業債繰上償還補償金</p>	

資産

固定資産

款	項	目	節	備考
有形固定資産	土地	事務所用地		
		その他用地	<p>施設用地 公舎宿舎用地</p>	
	建物	事務所用建物		
		施設用建物		
		公舎宿舎用建物		
		その他建物		
		建物減価償却累計額		
		構築物		
		構築物減価償却累計額		
		機械及び装置		
		機械及び装置減価償却累計額		
		車両運搬具		
		車両運搬具減価償却累計額		
		船舶		
船舶減価償却累計額				
工具, 器具及び備品				
工具, 器具及び備品				





	その他投資 その他資産 減価償却累計額	何流通団地貸付土地 前払費用 その他投資		
--	---------------------------	----------------------------	--	--

土地造成

款	項	目	節	備考
完成土地	何地区(何地域)土地 何地区宅地 何流通団地 宅地造成関連公益 施設	何地区(何地域)土地造成費	報酬	時間外手当, 特殊勤務手当, その他手当に細節すること。
			給料	
未成土地	土地造成費	何地区(何地域)土地造成費	職員手当	共済費(人件費), その他共済費に細節すること。
			賞与引当金繰入額	
			共済費	食糧費, 修繕料, その他に細節すること。
			災害補償費 賃金 旅費 退職給付費 報償費 需用費	
			役務費 委託料	

		使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 公有財産購入費 備品購入費 負担金補助及び交 付金 補償補填及び賠償 金 公課費 建設利息		企業債利息、長期 借入金利息、一時 借入金利息、企業 債手数料及び取扱 費に細節するこ と。
		雑費 低価法適用に伴う 評価損		未成土地の減少項 目として計上する ものであること。
	何地区宅地造成費 何流通団地造成費 何施設整備費 用地先行取得費		節の区分は、何 地区（何地域） 土地造成費に同 じ。	
関連経費	開発調査費 総係費		節の区分は、何 地区（何地域） 土地造成費に同 じ。	
	建設利息	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び 取扱費		
	仮設費	土地 建物 構築物		

			機械及び装置 車両運搬具 船舶 工具、器具及び備品 その他仮設備	
	工事用材料 雑支出			未成土地の減少項目として計上するものであること。
	関連収入			
		その他雑収益 雑収入	物品売却代金 受取利息 公舎貸付料 雑入	
受託工事	土地造成関連受託 工事費	宅造成関連公共 施設整備受託工 事費 何地区受託工事 費		} 節の区分は、何 地区（何地域） 土地造成費に同 じ。
	その他受託工事	何受託工事費		
	公債償還受託費	公債償還受託費	企業債償還金 企業債利息 企業債手数料及び 取扱費	節の区分は、何地区 （何地域）土地造成 費に同じ。

流動資産

款	項	目	節	備考
現金・預金	現金 預金	普通預金		

未収金	営業未収金 営業外未収金 その他未収金	定期預金 通知預金 別段預金	
貸倒引当金	未収金貸倒引当金	建設改良費還付等 未収金 固定資産売却代金 未収金 補助金未収金 工事負担金未収金 工事受託金未収金 その他未収金	
土地年賦未収金 貸倒引当金	土地年賦未収金貸 倒引当金		
有価証券 受取手形 貸倒引当金	受取手形貸倒引当 金		
貯蔵品	材料 消耗工具, 器具及び 備品 消耗品 その他貯蔵品		
短期貸付金	一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	何会計貸付金	
貸倒引当金	短期貸付金貸倒引		

前払費用	当金 前払保険料 前払賃借料 その他前払費用			
前払金	前払消費税及び地方消費税 未収利息 その他未収収益			
未収収益	未収収益貸倒引当金			
貸倒引当金	その他前払金 保有価証券 仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税			
その他流動資産	保険金等未決算 その他雑流動資産			

負債

固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			
他会計借入金	建設改良等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	何会計借入金 何会計借入金		

受託金	工事受託金 管理受託金 公債償還受託金	工事受託金 管理受託金 公債償還受託金		
リース債務 引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金			
原価見返勘定	完成土地原価見返 勘定			
その他固定負債		何地区（何地域）原 価見返勘定	土地造成費 建設利息	節の区分は、何地区 （何地域）原価見返 勘定に同じ。
		何流通団地原価見 返勘定		

流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金	他会計借入金	何会計借入金		
	その他借入金	起債前借 その他借入金		
企業債	建設改良等の財源 に充てるための企 業債			
	その他の企業債			
他会計借入金	建設改良等の財源 に充てるための長			

	期借入金	何会計借入金	
	その他の長期借入金	何会計借入金	
リース債務			
未払金	営業未払金 営業外未払金 その他未払金	建設改良費未払金 補助金返還未払金 工事受託金返還未払金 その他未払金	
未払費用	未払費用		
前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金		
前受収益	前受賃貸料 その他前受収益		
引当金	賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金		
その他流動負債	預り金	所得税 住民税 共済短期掛金 共済長期掛金 共済介護掛金 共済償還金 物資購買代金 共済貯金	

	共済生命保険 県互助会掛金 県互助会償還金 公舎使用料 財形貯蓄 社会保険 雇用保険 入札保証金 契約保証金 土地定期借地保証 金 その他預り金			
	預り有価証券 仮受消費税及び地 方消費税 その他雑流動負債			

繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				
長期前受金収益化 累計額				

資本

資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金			

剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金	他会計補助金 国庫補助金		



利益剰余金	工事負担金 保険差益 その他資本剰余金			
	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 債務償還積立金 その他積立金 当年度未処分利益 剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度未残高 (又は繰越欠損金年度未残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)		

評価差額等

款	項	目	節	備考
その他有価証券評価差額金				

別表第四を次のように改める。

別表第四 (第百七十七条関係)

予算科目表

1 工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計  
収益的收入及び支出  
収入

款	項	目	節	備考
工業用水道事業(水道用水供給事業)収益	営業収益	給水収益		
		その他営業収益	材料売却収益 手数料 管理受託収益 その他営業雑収益	
	営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金	
		他会計補助金	何会計補助金	
		補助金	国庫補助金	
		負担金	何負担金	
		消費税及び地方消費税還付金		
		長期前受金戻入	長期前受金戻入	
		雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 賃貸料 貸倒引当金戻入 その他雑収益	

特別利益	固定資産売却益	土地売却益	
	過年度損益修正益	何売却益	
	その他特別利益	何修正益	

支出

款	項	目	節	備考
工業用水道事業(水道用水供給事業)費用	営業費用	取水, 貯水及び導水費	給料 手当	時間外手当, 特殊勤務手当, その他手当に細節すること。
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			法定福利費	法定福利費(人件費), その他法定福利費に細節すること。
			旅費	
			委託料	
			材料費	
			公課費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	

	路面復旧費	
	動力費	
	薬品費	
	補償金	
	負担金	
	受水費	
	保険料	
	その他引当金繰入額	
	雑費	
	浄水費	] 節の区分は、取水、貯水及び導水費に同じ。
	配水費	
	総係費	
	報酬	時間外手当、特殊勤務手当、その他手当に細節すること。
	給料 手当	
	賞与引当金繰入額	
	賃金	
	法定福利費	法定福利費（人件費）、その他法定福利費に細節すること。
	旅費	
	退職給付費	
	報償費	
	委託料	
	材料費	
	公課費	
	被服費	
	備消耗品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	広告料	
	手数料	

			賃借料
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			動力費
			補償費
			研修費
			食糧費
			厚生費
			負担金
			交際費
			保険料
			交付金
			貸倒引当金繰入額
			その他引当金繰入額
			雑費
		減価償却費	有形固定資産減価償却費
			無形固定資産減価償却費
		資産減耗費	固定資産除却費
			たな卸資産減耗費
			投資有価証券評価損
		その他営業費用	材料売却原価
			営業雑支出
			雑損失
	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息
			長期借入金利息
			一時借入金利息

			リース債務支払利息	
			企業債手数料及び取扱費	
		長期前払消費税償却		
		消費税及び地方消費税		
		雑支出	不用品売却原価 その他雑支出	
	特別損失	固定資産売却損	土地売却損 何売却損	
		減損損失		
		災害による損失	災害損失	
		過年度損益修正損	何修正損	
		企業債繰上償還補償金	企業債繰上償還補償金	
		その他特別損失		
	子備費	子備費		

資本的収入及び支出  
収入

款	項	目	節	備考
資本的収入	企業債	企業債	企業債	
	出資金	一般会計出資金		
	他会計からの長期借入金		一般会計出資金	

	固定資産売却代金	何会計長期借入金	何会計長期借入金	
	土地売却代金	土地売却代金	土地売却代金	
	建物売却代金	建物売却代金	建物売却代金	
	機械及び装置売却代金	機械及び装置売却代金	機械及び装置売却代金	
	車両運搬具売却代金	車両運搬具売却代金	車両運搬具売却代金	
	船舶売却代金	船舶売却代金	船舶売却代金	
	工具、器具及び備品売却代金	工具、器具及び備品売却代金	工具、器具及び備品売却代金	
	その他固定資産売却代金	その他固定資産売却代金	その他固定資産売却代金	
補助金	何会計補助金	何会計補助金	何会計補助金	
	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	
寄附金	寄附金	一般寄附金 何寄附金		
工事負担金	工事負担金	工事負担金		
負担金	負担金	工事負担金		



	受託金	工事受託金	何負担金	
		管理受託金	何工事受託金	
	長期貸付金償還金	他会計長期貸付金償還金	何管理受託金	
		何長期貸付金償還金	他会計貸付金償還金	
	保険金	保険金	何貸付金償還金	
	関連収入	その他雑収益	何保険金	
		雑収入	物品売却代金	建設改良費に計上したものに限り(固定資産を除く。)
			受取利息	
			公舎貸付料	
			雑収入	

支出

款	項	目	節	備考
資本的支出	建設改良費	資産購入費	土地購入費 建物購入費 構築物購入費 機械及び装置購入費 車両運搬具購入費 船舶購入費	

			工具, 器具及び備品 購入費 その他固定資産購 入費	
	建設工事費		報酬 給料 職員手当	時間外手当, 特殊勤 務手当, その他手当 に細節すること。
			賞与引当金繰入額 共済費	共済費 (人件費) , その他共済費に細 節すること。
			災害補償費 賃金 旅費 退職給付費 報償費 需用費	食糧費, 修繕料, そ の他に細節するこ と。
			役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 公有財産購入費 備品購入費 負担金, 補助及び交 付金 補償, 補填及び賠償 金 公課費 雑費	
	建設利息		企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息	

		企業債手数料及び 取扱費	
	リース債務支払額		
	企業債償還金	企業債償還金	
	出資金返還金	一般会計出資金返 還金	
	他会計からの長期 借入金償還金	何会計長期借入金 償還金	
	補助金返還金	何補助金返還金	
	受託金返還金	何受託金返還金	
	投資	出資金 長期貸付金	
	利益剰余金抛入金	何会計長期貸付金 何長期貸付金 何基金 その他投資 前払費用 その他投資	
		何会計抛入金	

2 土地造成事業会計  
収益的収入及び支出

収入

款	項	目	節	備考
土地造成事業収益	営業収益	土地売却収益	何地区（何地域）土地売却収益 何地区宅地売却収益 何流通団地売却収益	
		受託工事収益	何受託工事収益	
		その他営業収益	材料売却収益 手数料 管理受託収益 賃貸料 その他営業雑収益	
	営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 延納金利息 配当金	
		他会計補助金	何会計補助金	
		補助金	国庫補助金	
		負担金	何負担金	
		消費税及び地方消費税還付金		
		長期前受金戻入	長期前受金戻入	

	雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 賃貸料 延滞金 督促手数料 貸倒引当金戻入 その他雑収益	
特別利益	固定資産売却益	土地売却益 何売却益	
	過年度損益修正益	何修正益	
	その他特別利益		

支出

款	項	目	節	備考
土地造成事業費用	営業費用	土地売却原価	何地区(何地域)土地売却原価 何地区宅地売却原価 何流通団地売却原価	費用別に節区分すること。
		受託工事費	報酬	時間外手当, 特殊勤務手当, その他手当に細節すること。
		一般管理費	給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 法定福利費	法定福利費(人件費), その他法定福利費に細節すること。

と。

旅費			
退職給付費			
報償費			
委託料			
公課費			
被服費			
備消耗品費			
燃料費			
光熱水費			
印刷製本費			
通信運搬費			
広告料			
手数料			
賃借料			
修繕費			
修繕引当金繰入額			
特別修繕引当金繰入額			
補償費			
研修費			
食糧費			
厚生費			
負担金			
交際費			
保険料			
測量調査費			
土地維持管理費			
交付金			
貸倒引当金繰入額			
その他引当金繰入額			
雑費			
減価償却費			
有形固定資産減価償却費			
無形固定資産減価償却費			
資産減耗費			

		固定資産除却費 たな卸資産減耗費 土地造成評価損 投資有価証券評価 損
	その他営業費用	材料売却原価 営業雑支出 雑損失
営業外費用	支払利息及び企業 債取扱諸費	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 リース債務支払利 息 企業債手数料及び 取扱費
	長期前払消費税償 却 消費税及び地方消 費税 雑支出	不用品売却原価 その他雑支出
特別損失	固定資産売却損	土地売却損
	減損損失 災害による損失	何売却損
	過年度損益修正損	災害損失
	企業債繰上償還補 償金	何修正損
		企業債繰上償還補

	子備費	その他特別損失	償金	
	子備費	子備費		

資本的収入及び支出  
収入

款	項	目	節	備考
資本的収入	企業債	企業債	企業債	
		出資金		
	他会計からの長期借入金	何会計出資金	何会計出資金	
		借入金	何会計長期借入金	
	土地造成事業収入	何会計長期借入金	何会計長期借入金	
		土地造成事業収入	何地区土地造成事業収入	
	固定資産売却代金	土地造成事業収入	何地区土地造成事業収入	
		土地売却代金	何地区宅地造成事業収入	
		建物売却代金	建物売却代金	
		機械及び装置売却代金	機械及び装置売却代金	
		車両運搬具売却代金	車両運搬具売却代金	
	船舶売却代金	船舶売却代金		



			船船売却代金
	工具、器具及び備品 売却代金	工具、器具及び備品 売却代金	
	その他固定資産売却 却代金	その他固定資産売却 却代金	
補助金	他会計補助金	何会計補助金	
	国庫補助金	国庫補助金	
寄附金	寄附金	一般寄附金 何寄附金	
工事負担金	工事負担金	工事負担金	
受託金	工事受託金	何工事受託金 宅地造成関連公共 施設整備工事受託 金	
	公債償還受託金	公債償還受託金	
長期貸付金償還金	何会計長期貸付金 償還金	何会計長期貸付金 償還金	
	何長期貸付金償還 金	何長期貸付金償還 金	

保険金	保険金	何保険金	
その他雑収益	その他雑収益	物品売却代金	未成土地の減少項目となる収入
関連収入	雑収入	受取利息 公舎貸付料 雑入	

支出

款	項	目	節	備考
資本的支出	土地造成費	資産購入費	土地購入費 建物購入費 構築物購入費 機械及び装置購入費 車両運搬具購入費 船舶購入費 工具、器具及び備品購入費 その他固定資産購入費	時間外手当, 特殊勤務手当, その他手当に細節すること。 共済費 (人件費), その他共済費に細
		何地区 (何地域) 土地造成費	報酬 給料 職員手当 賞与引当金繰入額 共済費	

			節すること。
			食糧費，修繕料，その他に細節すること。
	災害補償費		
	賃金		
	旅費		
	退職給付費		
	報償金		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	工事請負費		
	原材料費		
	公有財産購入費		
	備品購入費		
	負担金補助及び交付金		
	補償補填及び賠償金		
	公課費		
	雑費		
何地区宅地造成費			
何流通団地造成費			
何施設整備費			節の区分は，何地区（何地域）土地造成費に同じ。
用地先行取得費			
開発調査費			
総係費			
開発整備推進費			
建設利息		企業債利息	
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	
		企業債手数料及び取扱費	
負担金		何負担金	
リース債務支払額			

受託工事費	何受託工事費		節の区分は、何地区 (何地域) 土地造成 費に同じ。
企業債償還金	企業債償還金	企業債償還金	
公債償還受託費	公債償還受託費	企業債償還金 企業債利息 企業債手数料及び 取扱費	
他会計からの長期 借入金償還金	何会計長期借入金 償還金	何会計償還金	
償還金	その他償還金	その他償還金	
投資	出資金	出資金	
	長期貸付金	何会計長期貸付金 何長期貸付金	
	基金	何基金	
	その他投資	前払費用 その他投資	
利益剰余金抛入金	他会計抛入金	何会計抛入金	

別記様式第一号から別記様式第五十六号までを次のように改める。

(別記)  
様式第1号 (第9条関係)

資 金 予 算 表  
平成 年 月

頁

(会計)

(所属)

平成 年 月 日  
(単位：千円)

《収入》

日付													計
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
計													

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

資 金 予 算 表  
平成 年 月

頁

(会計)

(所属)

平成 年 月 日  
(単位：千円)

《支出》

日付													計
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
計													

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号 (第9条関係)

総括資金予算表  
平成 年 月分

平成 年 月 日

(会計)

<収入>

<支出>

<預金> 月末残

(単位:千円)

日付															収入計		支出計		普通預金	定期預金	資金計
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					
28																					
29																					
30																					
31																					
計																					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第3号（第10条関係）

印 鑑 票			
印 影			
企業出納員			
使用開始年月日 平成 年 月 日			
届出年月日 平成 年 月 日			
届出理由 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 改印			
※取引店			

(注) 1 ※印の欄には、取引店において記載すること。

2 用紙の大きさは、縦150ミリメートル、横45ミリメートルとする。

様式第 4 号 (その 1) (第 12 条関係)

調 定 伝 票

起案責任者				(内線電話
起案日	調定日	決裁日	)	

決										
裁										

平成 年度	(会計)	(事業)	調定番号
-------	------	------	------

伝票番号	借	方	未収計上	貸	方
所属					
予 算 科 目	款 項 目 節 細 節	金額	予 算 区 分		
			款 項 目 節 細 節	金額	
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節	金額	予 算 残 額		
			款 項 目 節 細 節	金額	
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節	金額	執 行 残 額		
			款 項 目 節 細 節	金額	
	消費税区分		消費税額		税抜額

摘要	
----	--

相手方住所名称	
---------	--

備考	
----	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。



様式第 4 号 (その 3) (第12条関係)

収 入 伝 票

(内線電話 )			
起案責任者			
起案日	収納日	決裁日	

決 裁										

平成 年度	(会計)	(事業)	伝票番号	
-------	------	------	------	--

調定年度	借 方	調定番号	貸 方	未収計上
所 属				
予 算 科 目				
勘定科目	款 項 目 節 細 節 金 額	勘定科目	款 項 目 節 細 節 金 額	
勘定科目 1				
勘定科目 2				
調定日		調定現額	収納済額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号 (その 4) (第 12 条関係)

調定伝票兼収入伝票

起案責任者				(内線電話
起案日	調定兼収納日	決裁日		)

決裁																			

平成 年度	(会計)	(事業)	調定番号
-------	------	------	------

伝票番号	借	未収計上	貸	方
所属				
予算科目	予算区分 款項目節 細々節			
勘定科目 1	金額	款項目節 細節	金額	
勘定科目 2	金額	款項目節 細節	金額	
消費税区分	消費税額	子算残額	税抜額	
調定現額		執行残額		
収納済額				

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号 (その 5) (第12条関係)

戻 入 伝 票

起案責任者		(内線電話 )	
起案日	戻入命令日	決裁日	

決裁									

平成 年度	(会計)	(事業)	調定番号
-------	------	------	------

伝票番号	借 方	未収計上	貸 方
所属			
子 算 科 目	勘定科目 1	金額	子算区分 款 項 目 節 細 々 節
		金額	金額
子 算 科 目	勘定科目 2	金額	子算区分 款 項 目 節 細 々 節
		金額	金額
消費税区分 年度区分	消費税額	支出命令番号	子算残額
			執行残額

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号 (その 6) (第12条関係)

調 定 伝 票 (科目内訳書)

平成 年度 (会計)

(事業)

調定番号 頁

No.	調定番号	借	方	伝票番号	貸	方
所属						
予 算 科 目	勘定科目 1	款項目節 細節 金額		予算区分 款項目節 細々節 金額		
勘定科目 2		消費税区分	消費税額	予算残額	税抜額	
摘要						

No.	調定番号	借	方	伝票番号	貸	方
所属						
予 算 科 目	勘定科目 1	款項目節 細節 金額		予算区分 款項目節 細々節 金額		
勘定科目 2		消費税区分	消費税額	予算残額	税抜額	
摘要						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列Hとする。

様式第 4 号 (その 7) (第12条関係)

調 定 伝 票 (債務者内訳書)

頁

平成 年度 (会計)

(事業)

調定番号

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

No.	調定番号	相手方 郵便番号	
	伝票番号		
	調定額		
	消費税区分		
	税抜額		
	消費税額		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。





様式第 4 号 (その 9) (第12条関係)

支 払 伝 票

起案責任者				(内線電話
起案日		決裁日		)

決裁										

平成 年度	(会計)	(事業)	契約番号
-------	------	------	------

伝票番号		未払計上		支払予定日	
所属	借	方		貸	方
予算区分					
款項目節細々節					
金額				款項目節細節	金額
勘定科目 1					
金額					
款項目節細節					
勘定科目 2					
金額					
消費税区分				消費税額	
領収行為番号		支出命令番号		検収日	
支払方法		契約年度		業務区分	
支出区分				契約方法	
請求日				請求書番号	

摘要	
----	--

支払先住所名称振込先口座	
--------------	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 4 号 (その10) (第12条関係)

支出負担行為整理書兼支払伝票

起案責任者				(内線電話
起案日	支出命令日	決裁日	)	

決裁									

平成 年度	(会計)	(事業)	支出命令番号
-------	------	------	--------

伝票番号	借	未払計上	貸	支払予定日
所属				
予算区分				
款項目節細々				
金額			款項目節金額	
勘定科目 1			金額	
勘定科目 2				
金額				
消費税区分	消費税額			税抜額
負担行為番号			支出命令額	
支払方法			予算残額	
支出区分			執行残額	
請求日			請求書番号	

摘要	
----	--

支払先住所名称振込先口座	
--------------	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 4 号 (その11) (第12条関係)

展 出 伝 票

起案責任者				(内線電話	
起案日		遷付命令日		決裁日	

決裁									

平成 年度	(会計)	(事業)	支出命令番号
-------	------	------	--------

伝票番号		振替有無		支払予定日		貸	方
所属	借						
予算区分							
予算科目 細々節							
金額							
勘定科目 1	金額			款項目節 金額			
勘定科目 2	金額						
	消費税区分	消費税額		遷付命令額	税抜額		
	調定年度	調定番号		予算残額			
	支払方法			執行残額			
	支出区分			請求書番号			
	請求日						

摘要	
----	--

支払先 住所 名称 振込先口座	
--------------------------	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成 年度 (会計) (事業) 支出命令番号

No.	支出命令番号	借 方	伝票番号	貸 方
所属				
予算区分				
款 目 節 細 々 節				
金額				款 目 節 細 節 金額
勘定科目 1				
金額				
勘定科目 2				
金額				
消費税区分	消費税額		税抜額	
負担行為番号				支出命令額
予算残額				執行残額
摘要				

No.	支出命令番号	借 方	伝票番号	貸 方
所属				
予算区分				
款 目 節 細 々 節				
金額				款 目 節 細 節 金額
勘定科目 1				
金額				
勘定科目 2				
金額				
消費税区分	消費税額		税抜額	
負担行為番号				支出命令額
予算残額				執行残額
摘要				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とす。

様式第 4 号 (その13) (第12条関係)

支出負担行為整理書兼支払伝票(科目内訳書)

頁

平成 年度 (会計)		(事業)		支出命令番号		
No.	支出命令番号	借	方	伝票番号	貸	方
	所属					
予算科目	区分					
	款項目節節					
	細々々節					
勘定科目 1	金額			款項目節節	金額	
	款項目節節					
勘定科目 2	金額					
	款項目節節					
消費税区分	負担行為番号			支出命令額	税抜額	
	予算残額			執行残額		
	摘要					

No.	支出命令番号	借	方	伝票番号	貸	方
	所属					
予算科目	区分					
	款項目節節					
	細々々節					
勘定科目 1	金額			款項目節節	金額	
	款項目節節					
勘定科目 2	金額					
	款項目節節					
消費税区分	負担行為番号			支出命令額	税抜額	
	予算残額			執行残額		
	摘要					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第 4 号 (その15) (第12条関係) 支出負担行為整理書兼支払伝票(債権者内訳)  
 (会計) (事業) 支出命令番号

頁

No. 負担行為番号 伝票番号 支出命令額 消費税区分 税抜税額 消費税額 請求日 請求書番号	支出命令番号	支払先 郵便番号	
		振込先口座	

No. 負担行為番号 伝票番号 支出命令額 消費税区分 税抜税額 消費税額 請求日 請求書番号	支出命令番号	支払先 郵便番号	
		振込先口座	

No. 負担行為番号 伝票番号 支出命令額 消費税区分 税抜税額 消費税額 請求日 請求書番号	支出命令番号	支払先 郵便番号	
		振込先口座	

No. 負担行為番号 伝票番号 支出命令額 消費税区分 税抜税額 消費税額 請求日 請求書番号	支出命令番号	支払先 郵便番号	
		振込先口座	

No. 負担行為番号 伝票番号 支出命令額 消費税区分 税抜税額 消費税額 請求日 請求書番号	支出命令番号	支払先 郵便番号	
		振込先口座	

No. 負担行為番号 伝票番号 支出命令額 消費税区分 税抜税額 消費税額 請求日 請求書番号	支出命令番号	支払先 郵便番号	
		振込先口座	

No. 負担行為番号 伝票番号 支出命令額 消費税区分 税抜税額 消費税額 請求日 請求書番号	支出命令番号	支払先 郵便番号	
		振込先口座	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列とする。



様式第 4 号 (その16) (第12条関係)

振 替 伝 票

起案責任者				(内線電話 )		
起案日	振替日		決裁日			

決 裁																				

平成 年度	(会計)	(事業)	伝票番号	
-------	------	------	------	--

起案所属			
起票処理種別			
		借 方	
		貸 方	
子 算 科 目	所属	所属	
	子算区分 款項目節 細々節	子算区分 款項目節 細々節	
勘 定 科 目 1	金額	金額	
	款項目節 細節	款項目節 細節	
勘 定 科 目 2	金額	金額	
	款項目節 細節	款項目節 細節	
	消費税区分	消費税区分	
	消費税額	消費税額	
	税抜額	税抜額	
	子算残額	子算残額	

摘要	
----	--

備考	
----	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号 (その17) (第12条関係)

振替伝票明細

頁

平成 年度 (会計)

(事業)

伝票番号		借	方	所 属		借	方
所 属				所 属			
子 算 科 目 勘定科目 1	子算区分			子算区分			
	款項目節			款項目節			
	細節			細節			
	細々節			細々節			
	金額			金額			
子 算 科 目 勘定科目 2	金額			金額			
	消費税区分			消費税区分			
	消費税額			消費税額			
	税抜額			税抜額			
	子算残額			子算残額			
摘要							

伝票番号		借	方	所 属		借	方
所 属				所 属			
子 算 科 目 勘定科目 1	子算区分			子算区分			
	款項目節			款項目節			
	細節			細節			
	細々節			細々節			
	金額			金額			
子 算 科 目 勘定科目 2	金額			金額			
	消費税区分			消費税区分			
	消費税額			消費税額			
	税抜額			税抜額			
	子算残額			子算残額			
摘要							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 4 号 (その18) (第12条関係)

更正伝票 (収入)

(内線電話 )			
起案責任者			
起案日	更正日	決裁日	

決裁									

平成 年度	(会計)	(事業)	振替番号	
-------	------	------	------	--

起案所属			
調定番号			
		更正元	
		更正先	
子算科目	所属区分	所属区分	
	款項目節細々節	款項目節細々節	
勘定科目 1	金額	金額	
	款項目節細節	款項目節細節	
勘定科目 2	金額	金額	
	款項目節細節	款項目節細節	
	消費税区分	消費税区分	
	消費税額	消費税額	
	税抜額	税抜額	
	子算残額	子算残額	

摘要	
----	--

相手方住所名称	
---------	--

備考	
----	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号 (その19) (第12条関係)

更正伝票 (支出)

起案責任者				(内線電話		)
起案日		更正日		決裁日		

決裁										

平成	年度	(会計)		(事業)		振替番号	
----	----	------	--	------	--	------	--

起案班属			
支出命令番号			
		更正先	更正元
所属		所属	
予算区分		予算区分	
款項目節		款項目節	
細々節		細々節	
金額		金額	
勘定科目		勘定科目	
勘定科目 1		勘定科目 1	
金額		金額	
款項目節		款項目節	
細節		細節	
金額		金額	
勘定科目 2		勘定科目 2	
金額		金額	
消費税区分		消費税区分	
消費税額		消費税額	
税抜額		税抜額	
予算残額		予算残額	

摘要	
----	--

相手方住所名称	
---------	--

備考	
----	--

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第5号 (第13条関係)

表 紙

平成 年度 月分

事業会計

伝 票

(企業総務課又は事務所 名)

- (注) 1 この様式は、第13条の規定により伝票を編てつする場合に使用すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第7号 (第14条関係)

平成 年度 総勘定元帳

会計		事業		平成 年 月 日～平成 年 月 日				頁					
款	項	目	勘定科目(節)	事業機関 (機関)	月日	伝票番号	現金	借方金額	貸方金額	残高	摘要	債務・債権者	予算科目

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第8号 (第14条関係)

月次試算表

頁

会計	機関		事業			実績	平成 年 月末現在			
借 方			科 目 名			貸 方				
残 高	累 計	当 月			款 項 目	当 月			累 計	残 高
		計	振 替	現金預金		現金預金	振 替	計		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第9号（第14条関係）

総括月次試算表

頁

会計	機関			***合計***			事業	実績			平成 年 月未現在	
借 方					科 目 名			貸 方				
残 高	累 計	当 月						当 月			累 計	残 高
		計	振 替	現金預金	現金預金	振 替	計					
			款	項	目							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第10号 (第14条関係)

平成 年度 精 算 表

頁

会計  
機関

事業

(単位：円)

						残高試算表		整理記入		修正残高試算表		損益計算書		貸借対照表	
款	項	目	節	細節	科目名	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 1 1 号 (第14条関係)

資金予算運用表

頁

会計		実績	平成 年度 月			
科 目 名	執 行 額		執 行 予 定 額		当 月 執 行 説 明	
	当 月	累 計	翌 月	翌 々 月		
《収入》						
《支出》						
《収入計》						
《支出計》						
《差 引》						
《前月迄の残》						
《繰越残》						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第12号（第14条関係）

前受金・前受収益整理表

会計			機関			実績	平成 年 月		頁		
事業	発行日	伝票番号	債権・債務者名	摘 要	借方金額		貸方金額		残 高		納期限

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 1 3 号 (第14条関係)

前 払 金 整 理 表

会計			機関			実績	平成	年	月	頁		
事業	発行日	伝票番号	債権・債務者名	摘 要	借方金額		貸方金額		残 高		納期限	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第14号（第14条関係）

預り金整理表

会計			機関			実績	平成 年 月		頁				
事業	発行日	伝票番号	債権・債務者名	摘要	借方金額			貸方金額			残高		

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第15号 (第14条関係)

未収金・未収収益整理表

会計		機関		実績		平成 年 月		頁			
区分	事業	調定番号	債務者氏名	調定		収 入			未収金額	納期限	摘 要
				年月日	金額	年月日	伝票番号	金額			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第16号 (第14条関係)

未払金整理表

会計				機関			実績	平成 年 月				頁
区分	事業	支出日		伝票番号	債権・債務者名	摘 要		借方金額		貸方金額		残 高

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第17号 (第14条関係)

予算執行明細表

頁

会計			機関		事業		実績		平成 年 月		
科目名			年月日	伝票番号	摘要	業者名	令達額 (A)	調定額 支出負担行為額 (B)	収入額 支出額	執行残 (A)-(B)	執行率 B/A
目	節	細節									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第18号 (第14条関係)

予算執行状況表

会計				実績	平成 年 月					頁
				予 算 額	執 行 額		予 算 残 高	当 月 執 行 説 明		
款	項	目	科目名		当 月	累 計				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

予算執行総括表

会計					機関	事業		実績	平成 年 月			
款	項	目	節	細節	科目名	計区分	予算額 (A)	調定額 支出負担行為額 (B)	収入額 支出額 (C)	執行残 (A)-(B)	未収金 未払金 (B)-(C)	執行率 B/A
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						
						月計						
						累計						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第20号（第14条関係）

総括予算一覧表

会計		事業					実績	平成 年 月	頁
科目名		当初予算 調定額 支出負担行為額C	補正予算 収入額 支出額	流用予算 未収額 未払額	繰越予算 執行残 (A) - (C)	予算合計A 執行残 (B) - (C)	執行計画B 翌年度繰越	令達率 C/A C/B	
款	項	目	節	細節					
		月計							
		累計							
		月計							
		累計							
		月計							
		累計							
		月計							
		累計							
		月計							
		累計							
		月計							
		累計							
		月計							
		累計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第21号 (第15条関係)

有 価 証 券 台 帳

(表)

取得 買入年月日	伝票番号	銘柄	債権番号	券面額 円	取得価額 円	貸借対照表 計上額 円	摘要
・ ・							
・ ・							

(中 略)

・ ・							
・ ・							

(裏)

年 月 日	受入利息 円	元金受入 円	計 円	年 月 日	受入利息 円	元金受入 円	計 円
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			

(中 略)

・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第23号 (第15条関係)

定期預金出納簿

預入 年月日	証券 番号	期間	期日	利率 %	預金額 円	利息							払戻 年月日	備考
						契 期 間	約 分 円	期限後			計 円			
								日 数	利 率 %	金 額 円				
・ ・													・ ・	
・ ・													・ ・	
(中 略)														
・ ・													・ ・	
・ ・													・ ・	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 2 4 号 (第15条関係)

貯 蔵 品 出 納 簿

No. \_\_\_\_\_

品名 \_\_\_\_\_ 規格寸法 \_\_\_\_\_ 単位 \_\_\_\_\_

最 大 貯 蔵 量	
最 低 貯 蔵 量	

月	年 日	摘 要	伝 票 番 号	受 入				払 出				残 高			
				数量	単価	金 額 円		数量	単価	金 額 円		数量	単価	金 額 円	

(中 略)


- (注) 1 残高欄は、単価の異なるごとに設けること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第25号 (その1) (第15条関係)

固定資産台帳

会計名	事業名	大分類名	
中分類名		小分類名	
資産番号	資産種類		

資産名称				業者名				取得価格	円
構造・規格				取得年月日				年間償却額	円
形状・寸法				取得数量				耐用年数	年
								継続年数	年
備考				ライン名				償却率	%
所在				取得原因				残存率	%
				償却方法				残存価格	円
償却対象内訳									
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
非償却対象内訳									
		円		円		円		円	
		円		円		円		円	
リース期間				リース償却期間					

(単位：円)

年月日	摘要	数量	帳簿原価			減価償却累計額			帳簿価額	処分金額 損益 減損損失
			借方	貸方	残高	借方	貸方	累計		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。














様式第31号 (第20条関係)

納入通知書(領収証書)		企業会計 広島県公金		電信扱	振込依頼書(入金票)		納入場所 広島銀行の本店又は支店 企業出納員							
		様		ご依頼日 平成 年 月 日	公金									
年度区分 平成 年度	会計名		お振込先 広島銀行県庁支店		金額									
金額	納期限 平成 年 月 日		預金種目 普通預金 口座番号	百				十	億	千	百	十	万	千
納入通知書番号 第 号	予算科目	企業主管課等	受取人 口座名 ヒロシマケンキギョウキョク 広島県企業局	ご依頼項目 この番号(10桁)を含めて入力(記入)して下さい。										
納入理由	納入場所	広島銀行の本店又は支店, 企業出納員	ご依頼人											
上記の金額を納めて下さい。 平成 年 月 日		領収印	検印 照合印 受付者印											
納入者保管														

(注) 用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横298ミリメートルとする。



様式第 3 2 号 (第20条関係)

収 納 通 知 書

納入者氏名										納
平成 (会計名)			年度			款				項
納入理由										
目										
節										
金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入日		年	月	日	支払を受ける場所					
平成										
企業主管課又は事務所名						納入通知書番号				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第33号 (第23条関係)

証券不渡通知書		不渡証券受領証	
		平成 年 月 日	
様		(企業出納員)	様
		(受領者住所氏名)	
		印	
あなたが納付された証券は、不渡りとなりましたので通知します。		納入年月日	平成 年 月 日
なお、この証券はおかえししますから、右の受領証を提出して請求してください。		納入の目的	
平成 年 月 日		券面金額 ¥	
(企業出納員氏名)		証券の種類	
印		記号及び番号	
		発券者	
		発券年月日	平成 年 月 日
		支払人	
		呈示期間又は有効期間	平成 年 月 日
		不渡りの理由	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。

様式第 3 4 号 (第24条関係)


領 収 証 書

平成 年度		款							
(会 計 名)		項							
納入理由		目							
		節							
金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
領収印									
現金領収番号									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。



様式第36号 (第26条, 第26条の2関係)

現金払込書		企業会計 広島県公金	電信扱		振込依頼書(入金票)	
払込者住所・氏名			ご依頼日 平成 年 月 日			
納			公金			
年度区分 平成 年度		会計名		お振込先 広島銀行県庁支店		金額 百十億千百十万千百十円
金額 億千百十万千百十円		企業主管課等		預金種目 普通預金 口座番号		
現金払込書番号 第		摘要		受取人 口座名 ヒロシマケンキギョウキョク 広島県企業局		
領収印				氏名 (カナ)		
				摘要 (カナ)		
				氏名 (漢字)		
				検印 照合印 受付者印		

(注) 用紙の大きさは、縦127ミリメートル、横298ミリメートルとする。

様式第 37号 (第26条の2, 第41条の2, 第77条関係)

現 金 引 継 書	
平成 年 月 日	
(企業出納員)	様
(職氏名)	
印	
平成 年度	会計名
現金 ¥	
明細	
領収印	

- (注) 1 明細欄には、引継に係る現金の領収年月日及び件数を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。

様式第38号 (第26条の2, 第77条関係)

現金引継完了証

(職氏名)

様

平成	年度	会計名
現金		
明細		
		領収印

- (注) 1 明細欄には, 引継に係る現金の領収年月日及び件数を記載すること。  
2 用紙の大きさは, 日本工業規格A列6とする。

様式第39号 (第26条の2, 第41条関係)

現金出納簿

年月日	摘要	伝票番号	受入金額				払出金額				差引残高									
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						

(中略)


(注) 用紙は、日本工業規格A列4とする。



様式第40号 (第26条の4関係)

徴 収 計 算 書

平成 年 月 日

(管理者) 様

(住所氏名)



平成 年度 平成 年 月 分

款	項	目	節	
			調 定 額 円	備 考
納入義務者住所	納入義務者氏名	調 定 日	調 定 額 円	備 考
~~~~~				
~~~~~				
~~~~~				

(注) 1 備考の欄には、調定額の算定基準等を記載するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 4 1 号 (第29条関係)

様

督 促 状

平成 年度 (会計名)	納 期 限	平成 年 月 日
款	項	
目	節	
納入すべき理由		
滞納額 ¥		
延滞金 ¥		
指定期限	平成 年 月 日	
上記のとおり滞納となっておりますから、指定期限までに納めてください。 平成 年 月 日 (管理者又は事務所長) <input type="text" value="印"/>		
注意 (延滞金の計算方法等について記載すること。)		

この督促状の到着前に納入済の場合は、行き違いですから御了承ください。  
(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 4 2 号 (第35条, 第37条関係)

企業出納員	課 員	課 員

資金交付番号	
--------	--

資 金 交 付 通 知 書  
(県公金預金口座払出書)

広島県出納取扱金融機関  
株式会社 広 島 銀 行 様

広島県庁公営企業企業出納員 \_\_\_\_\_

事 業 会 計

次のとおり県公金預金口座から払出しの上, 支払を行って下さい。

支 払 日	平成 年 月 日
支 払 金 額	広島県企業局 普通預金

(注) 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

様式第43号 (第35条関係)

払 込 払 案 内 書

ページ( ー )  
 平成 年 月 日  
 広島県企業局  
 事業会計

支払日 平成 年 月 日

案内 番号	債 権 者 名	債 権 者 住 所	支払金額	支払機関	命令番号		
合 計	支払件数	件	支払金額				円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第44号 (第37条関係)

口座振替案内書(分)

ページ( ー )

平成 年 月 日  
 広島県企業局  
 事業会計

支払日 平成 年 月 日

案内 番号	金融機関名 店舗名	種目	口座番号	支払金額	債権者名 債権者住所	支払機関 命令番号
		口座名義				
合計		支払件数	件	支払金額	円	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第45号 (その1) (第42条関係)

(決裁欄)

企業出納員 審査

資 金 前 渡 精 算 書

平成 年 月 日

(管理者又は事務所長) 様

(職氏名又は住所氏名)

(印)

平成 年度 平成 年 月分

款	項	目	節
資金前渡額 ¥	支払額 ¥	残額 ¥	
内 訳 前月までの受領額 前月までの支払額 前月からの繰越額 ¥	内 訳 本月支払額 ¥		
本月受領額 ¥	本月回収額 ¥		
本月返納額 ¥	本月更正額 ¥		
本月更正額 ¥			

- (注) 1 この様式は、當時の費用に係るものについて使用すること。  
 2 この精算書には、支払額に係る証拠書類を添附すること。ただし、領収証書を  
 徴さないで支払うものにあつては、資金前渡を受けた職員又は支出の事務の委託  
 を受けた者の支払証明書を添附するものとする。  
 3 本月返納額、本月回収額及び本月更正減額は、朱書すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第45号 (その2) (第42条関係)

(決裁欄)

企業出納員 審査

資金前渡精算書

(管理者又は事務所長) 様

平成 年 月 日

(職氏名又は住所氏名)

印

平成 年度 平成 年 月 日受領分

款	項	目	節	資 金 前 渡 額 円	支 払 額 円	残 額 円

- (注) 1 この様式は、随時の費用に係るものについて使用すること。  
 2 この精算書には、支払額に係る証拠書類を添附すること。ただし、領収証書を徴さないで支払うものにあつては、資金前渡を受けた職員又は支出の事務の委託を受けた者の支払証明書を添附するものとする。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第46号 (第42条関係)

概算払精算書

平成 年 月 日

(管理者又は事務所長) 様

(職氏名又は住所氏名)

印

次のとおり精算(の上不足額を請求)します。

平成 年 月 日	概算受領	¥
精 算	額	¥
差 引	過 足 額	¥
内 訳		
(精算額の計算の基礎を記載するものとする。)		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第47号 (第44条関係)

更正通知書

平成 年 月 日

出納取扱金融機関  
株式会社 広島銀行様

広島県庁公営企業出納員

印

年度・会計	区分	支払年月日	<input type="checkbox"/> 払込払 <input type="checkbox"/> 口座振替払	案内番号	金額
・		平成 年 月 日			

更正項目	更正前
(フリガナ) 住所	
(フリガナ) 氏名	
支払所 金融機関名	
支場 店 舗 名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	

更正項目	更正後
(フリガナ) 住所	
(フリガナ) 氏名	
支払所 金融機関名	
支場 店 舗 名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A7114とする。

様式第 4 8 号 (第68条関係)

証券不渡報告書

平成 年 月 日

(企業出納員)

様

(出納取扱金融機関)

印

納入者住所氏名			
納入年月日	平成	年	月 日
納入の目的			
券面金額	¥		
証券の種類			
記号及び番号			
発券者			
発券年月日	平成	年	月 日
支払人			
呈示期間又は有効期間	平成	年	月 日
不渡りの理由			

- (注) 1 この報告書は、2部作成し、その1部に企業出納員の不渡証券受領の証を受けるものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 4 9 号 (第69条関係)

資 金 交 付 通 知 書 受 領 書

広島県庁公営企業出納員様  
( 事業会計 )

広島県出納取扱金融機関  
株式会社広島銀行 印

事業会計

下記の金額の資金交付通知書を受領しました。

資金交付番号	
--------	--

支 払 日	平成 年 月 日
支払金額	広島県企業局 普通預金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第50号 (第77条関係)

出 納 計 算 書

平成 年 月 日

(管理者又は事務所長) 様

(住所氏名)

印

〒 \_\_\_\_\_

(券面額 ¥ \_\_\_\_\_ )

ただし、

として

有 価 証 券 の 内 訳

証 券 名 称	回 , 記 号 , 番 号	利 歩	額 面	利 札	摘 要

收	受
領収印	

払	出
受領印	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第51号 (第90条関係)

た な 卸 明 細 表  
平成 年 月 日現在

作成者  
立会者

印  
印

整理 番号	品 名	規格品 質寸法	単 位	帳 簿 現 在 高				た な 卸				増 減				摘 要			
				数 量	単 価	金 額 円		数 量	金 額 円		数 量	金 額 円							
(中 略)																			
	合 計																		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B列4とする。

様式第52号（第114条関係）

平成	年度
事業会計	
企業主管課	

予 備 費 使 用 調 書

科 目	既 定 予 算 額 円	所 要 額			差 引 過 不 足 額 円	予 備 費 使 用 額 円	摘 要
		月 从 月 末 で の 実 支 出 済 額 円	月 从 月 末 で 所 要 見 込 額 円	計 円			

(中 略)


使用理由

- (注) 1 使用理由欄には、予算過不足の理由及び計算の基礎並びに既定予算に残額を生ずる理由を記載すること。  
 2 使用による金額が2以上の科目にわたる場合にあつては、その明細を摘要欄に記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 5 3 号 (第115条関係)

平成	年度
事業会計	
企業主管課	

予 算 超 過 支 出 調 書

支 出 金 額						円
予 算 額	現 計	円	当 初	円	補 正	円
支 出 済 額						円
予 算 残 額						円
超 過 支 出 額						円
支 出 科 目 (予 算)	(款)	(項)	(目)	(節)		
事 由						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第54号（その1）（第116条関係）

平成	年度
事業会計	
企業主管課	

繰越計算書

款	項	事業名	予 上 算 計 額 円	支 義 生	払 務 発 額 円	翌年度繰 越 額 円	左の財源内訳				不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越しを要 するたな卸資産 購入限度額 円	説 明
							円	円	円	円			

(中 略)


- (注) 1 この様式は、継続費以外について繰越しをする場合に使用すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。



様式第54号（その2）（第116条関係）

平成	年度
事業会計	
企業主管課	

繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総額 円	平成 年度継続費予算現額			支払義務 発生（見 込）額 円	残 額 円	翌年度通次 繰越額 円	翌年度通次繰越額に係る 財源内訳			翌年度通次繰 越額に係る繰 越しを要する たな卸資産購 入限度額 円
				予算計上額 円	前年度通次 繰越額 円	計 円				円	円	円	
(中 略)													

- (注) 1 この様式は、継続費について繰越しをする場合に使用すること。  
 2 支払義務発生（見込）額の欄には、当該年度の支出済額及び支出負担行為済の金額で支出済の金額を記載すること。  
 3 翌年度の通次繰越に係る財源内訳欄には、継続費の翌年度繰越額に充てるべき翌年度の財源の予定を記載すること。したがって、当該年度における継続費の財源のうち、調定未済又は調定済未納であって翌年度に繰り越すものを計上すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第 5 5 号 (第133条関係)

引 継 目 録

次のとおり引継を終えました。

平成 年 月 日

前任者 職及び氏名  
後任者 職及び氏名  
立会者 職及び氏名


現金		¥
内 収	納 金	¥
	支 払 準 備 資 金	¥
内 預	預 り	¥
	預 金	¥
内 収	納 金	¥
	支 払 金	¥
内 預	預 り	¥
	預 金	¥
有価証券	券面額 ¥	
内訳	証券名称, 回, 記号及び番号	
保管有価証券	券面額 ¥	
内訳	証券名称, 回, 記号及び番号	
帳 票		部
内訳	帳票の名称	
帳 簿		冊
内訳	帳簿の名称	
書 類		つづり
内訳	つづりの名称	
その他		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 5 6 号 (第133条の2関係)

現金(有価証券)亡失(損傷)報告書

(管理者)

様

平成 年 月 日

[ 企業出納員, 現金取扱員又は資金前渡を  
受けた職員氏名 ]

[印]

現金 円

有価証券又は保管有価証券の名称, 回, 記号, 番号, 利歩, 額面, 利札

亡失(損傷)の具体的事情

亡失(損傷)の日時

亡失(損傷)の場所

亡失(損傷)の原因である事実の詳細

平素における出納保管状況の詳細

亡失(損傷)の事実発見の動機

亡失(損傷)の事実発見後の措置

その他参考となる事項

- (注) 1 所属長の意見書を添付するものとする。  
2 亡失の場合は, その事実を証する警察官署の書類を添付するものとする。  
3 亡失(損傷)の事実発見後の措置は, 警察又は検察当局に対する連絡状況並びにこれらの当局の採った処置及びその有する意見又は見通しその他措置した事項について詳細に記載するものとする。  
4 その他参考となる事項は, 企業局において措置し, 又は措置することを要すべき処分その他の事後措置, 事件の発生にかんがみ認められる制度上及び運用上の欠陥並びにこれらの改善に関する具体的意見等について記載するものとする。  
5 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

別記様式第五十七号から別記様式第六十二号までを削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の広島県公営企業財務規程の規定は、平成二十六年年度分の会計事務から適用し、平成二十五年年度分の会計事務については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成二十五年年度の末日において計上されている繰延勘定（控除対象外消費税額は除く。）に係る処理については、平成二十六年年度分以降の会計事務においてもなお従前の例による。

4 第二項の規定にかかわらず、平成二十五年年度の末日において計上されている修繕引当金に係る処理については、平成二十六年年度分以降の会計事務においてもなお従前の例による。